

## 離婚後に児童手当の受給者変更をお考えの方へ

児童手当は原則、父母のうち生計を維持する程度の高い（所得が高い）方が受給資格者となりますが、父母が離婚した場合は、所得の状況に関わらず、お子さまと住民票上同居している父母いずれかに支給されます。離婚された方、これから離婚する予定の方は、次のとおり手続きいただくことで、児童手当法第4条4項の規定に基づき、手当の支給を受けることができます。

### ☒支給条件（以下、すべての条件を満たす必要があります。）

1. 住民票上の世帯が、現受給者（元配偶者）と別であること。  
※同一住所でも世帯が別であれば可能です。
2. 対象となる児童と同一の世帯であること。
3. 離婚の事実を証明する書類を提出できること。  
※同時期に児童扶養手当やひとり親医療費助成の申請を子育て政策課に行っており、これらの書類を提出している場合や、公簿等で離婚の事実を確認できる場合は、省略することができます。

### ☒申請の時期

1. 上記の支給条件を満たした日以降に、認定請求の申請が可能となります。
2. 元配偶者との別居日又は離婚日のいずれか直近の日の翌日から数えて15日以内に申請してください。15日を過ぎると、手当を受給できない月が生じる場合があります。  
お早めにご相談又はご申請ください。

※現受給者（元配偶者）又は請求者が公務員の場合、勤務先で手続きが必要になります。手続き後、勤務先から発行される消滅通知の提出を求める場合があります。

例)

- ・ 現受給者との別居日：令和7年1月7日
- ・ 離婚日：令和7年2月3日
- ・ 認定請求書の申請可能日：令和7年2月3日以降

※児童手当は申請月の翌月分から支給開始となります。（上記の場合、令和7年3月分から）  
申請月以前の手当は、現受給者に支給されます。（上記の場合、令和7年2月分以前）

### ☒申請に必要な書類

- ・ 請求者名義の振込先金融機関の通帳又はキャッシュカード
- ・ 請求者の個人番号が分かるもの（マイナンバーカード、個人番号通知カード、個人番号付き住民票のいずれか）
- ・ 請求者の健康保険の資格情報が分かるもの（健康保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナ保険証のいずれか）

#### 〈注意〉

- ・ DV被害者が配偶者と別居し、児童と一緒に居住している場合は、申請方法が異なりますので、別途ご相談ください。
- ・ 申請の状況によっては、手当を支給できない月が発生することがあります。
- ・ 別居により市外へ転出される場合は、転出先の市区町村で申請となるため、転出先の市区町村にご相談ください。
- ・ 請求者が認定された場合、現受給者（元配偶者）宛てに児童手当の受給資格が消滅した旨の通知が送付されますので、ご理解ください。

#### 〈お問い合わせ先〉

敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市福祉保健部

子育て政策課 児童育成係

☎0770-22-8125

受付時間 平日8時30分～17時15分